

主要記事の要旨

ヨーロッパ高等教育の課題 —ボローニャ・プロセスの進展状況を中心として—

木 戸 裕

- ① 最近のヨーロッパにおける大きな動きを見ると、EUでは、2000年3月にリスボンで開かれた欧州理事会で「2010年までに、EUを世界でもっとも競争力のある、ダイナミックな知識を基盤とした経済空間とする」とした「リスボン戦略」が策定された。教育は、この「リスボン戦略」を達成する鍵を担う重要な要素として位置づけられている。
- ② 高等教育については、「ボローニャ・プロセス」と呼ばれる高等教育改革が推進されている。これは、EU加盟国だけでなく、広くヨーロッパ46か国が参加して、2010年を目標に、ヨーロッパの大学全体のレベルアップをはかり、ヨーロッパの高等教育を世界最高水準に高めようという試みである。ヨーロッパの大学の間を自由に移動でき、どこの大学で学んでも共通の学位、資格を得られる「ヨーロッパ高等教育領域」を確立しようというものである。制度面では、学部、大学院という高等教育の基本構造の整備、ヨーロッパ共通の単位制度の開発、高等教育の質保証システムの確立、などが目指されている。
- ③ ドイツなどヨーロッパの大学の多くは、アメリカに見られる学士、修士、博士というように段階化された高等教育の基本構造はこれまでなかった。何単位とったら卒業といった単位制度も設けられていなかった。また大学で行われている研究と教育の質を評価するという考え方も採用されてこなかった。こうしたヨーロッパの伝統的な大学像が、1980年代に始まる世界的な大学改革の潮流の中で、大きな変貌をとげている。その流れの中心に位置づけられるのが「ボローニャ・プロセス」であり、ヨーロッパの大学を大きく変革させようとしている。
- ⑤ 「ボローニャ・プロセス」は、英、独、仏、伊4か国の教育関係大臣が1998年パリにおいて署名した「ソルボンヌ宣言」に始まる。これに盛り込まれた内容は、1999年に29か国が署名する「ボローニャ宣言」となって結実した。以後、2年おきに教育関係大臣会議が開催され、同宣言のフォローアップが行われている。これまで、2001年にプラハ（32か国参加）、2003年にベルリン（40か国）、2005年にベルゲン（45か国）、2007年にロンドン（46か国）で同会議が開催された。
- ⑥ 現時点での「ボローニャ・プロセス」の達成状況を見ると次のとおりである。(1)高等教育の基本構造の整備については、各国とも順調に進展している。(2)ヨーロッパ共通の単位制度はほぼ普及しているが、これをさらに発展させて学習者の学習成果（ラーニングアウトカム）を基礎においた「ヨーロッパ資格枠組み」の開発が進められている。(3)質の保証については、制度の枠組みは構築されたが、それを高等教育の改善にどのように具体化していくかが課題となっている。

主要記事の要旨

企業再編制度の整備の沿革 —持株会社の解禁と三角合併解禁を中心として—

坂田和光

- ① 我が国では1990年代後半以降、様々な企業再編制度の改革がなされてきた。1997年の持株会社の解禁、簡易合併制度の導入、1999年の株式交換・株式移転制度の導入、2001年の会社分割制度の導入、2007年の三角合併の導入、そしてそれらに伴う税制の整備などである。
- ② 独占禁止法（昭和22年法律第54号）は、第9条で持株会社を全面的に禁止していた。持株会社とは、一般的には、株式の所有を通じて傘下企業の経営を支配し、グループ全体の経営計画立案などに携わる会社のことを言う。しかし1997年の独占禁止法改正で、持株会社は原則解禁となり、現在は、広範な業種に制度が普及してきている。
- ③ 持株会社解禁に引き続き、株式交換、会社分割、組織再編税制、連結納税制度が整備された。
- ④ 三角合併とは、合併される企業の株主に対して、合併する会社の親会社の株式を交付して行う合併のことである。これまで実現した外国企業による三角合併は1件に留まるが、今後、市場の混乱の収束とともに外国企業の潜在力が発揮され、増える可能性は大きい。
- ⑤ 企業再編制度が独占禁止法、商法、会社法で整備されてきたのと歩調を合わせて、組織再編税制、連結納税制度といった税制面も整備されてきた。組織再編税制のポイントは、組織再編成に伴う対価が株式で支払われるなど一定の要件を満たした「適格組織再編成」の場合に、取引に係る譲渡益課税を繰り延べるというものである。平成13年度税制改正で導入され、平成19年度税制改正では、三角合併も、適格合併の要件に含まれることになった。
- ⑥ 1997年以降の企業再編制度が整備されていく過程を俯瞰すると、国全体が、産業の競争力強化という同じ目標を志向していったかのようなようである。しかし国をあげての産業強化策も、時と場合に応じて、採る手段や姿勢が異なる。近年の産業強化策は、規制緩和を武器に進められてきたが、三角合併に関しては、外国資本に対する歯止め策が模索されている。
- ⑦ 会社法、税法、独占禁止法も、その時々内外からの要請を色濃く反映したものとなっており、企業再編にかかる法制度は、今後も大変不安定なものにならざるを得ない。
- ⑧ 本来の法制度のあるべき姿や中立性が損なわれていることへの警鐘にも耳を傾け、法的安定性を模索することも必要であろう。

主要記事の要旨

企業立地と地域経済の活性化 —大阪府、福岡県の取組みを中心に—

廣瀬 信己

- ① 企業立地の促進に向けた自治体の取組み等により、地域経済が活性化しつつある。わが国の工場立地件数に占める地方圏の割合も上昇に転じている。しかしながら、原材料価格の高騰、建設着工件数の低迷等、企業の経営環境の厳しさが増しており、立地件数の増加基調を維持できるかどうかは不透明である。
- ② 我が国は、戦後、工業再配置促進法、テクノポリス法等の産業立地政策により、中心から周辺への産業の分散を行ってきたが、必ずしも成功していない。現在は、産業クラスター計画、企業立地促進法等、地域の主体性を尊重し、地域の自立を促す支援策に、政策の軸足を移している。
- ③ 自治体の企業誘致競争が過熱しており、自治体の体力により、施策や助成措置の格差が拡大している。人口規模の小さな市町村では、産業振興策が特に実施されていない場合も多いほか、誘致に取り組んでいる場合においても、企業ニーズに適切に対応していくことはかなり厳しいと言われている。
- ④ 大阪湾岸では、シャープ、松下電器産業等を中心に、フラット・パネル・ディスプレイ（FPD）関連産業が集積し、急速に企業立地が進んでいる。シャープの堺市への立地による経済効果は、大阪府全体で約3兆9,000億円と試算されており、多くの関連企業も進出を予定している。大阪府がシャープの誘致に成功した要因としては、陸海空のインフラの充実、助成措置の手厚さ、積極的なトップセールス等が挙げられる。
- ⑤ 北部九州では、日産自動車九州工場、トヨタ自動車九州、ダイハツ九州等を中心に、自動車関連産業が集積し、急速に企業立地が進んでいる。福岡県は、2008年度までに自動車生産台数を150万台とする目標を掲げている。裾野の広い自動車産業では、地場産業への波及効果が大きい。福岡県では、地元調達率の向上、人材の育成、他府県との連携等に積極的に取り組んでいる。
- ⑥ 企業誘致をめぐるのは、税収増や雇用増等のメリットがある一方で、補助金競争や非正規雇用等の課題も多い。企業誘致競争の評価は、一地域の損得だけではなく、国全体からの観点が必要である。また、国による規制や地方交付税のあり方を見直すと同時に、国としての魅力を高めていくことが重要である。
- ⑦ 我が国は、地域間格差、国際競争、人口減少という三重の課題に直面している。現行の行政区画を前提に、各自治体が個々に産業政策を行うことには、限界がある。安定した産業経済圏を形成するためには、複数自治体による地域連携の枠組みを整え、広域的に競争力を高めていくことが必要であろう。